

委 第 1 号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会への多様な人材の参画をはかるため、議員の出産における産前産後期間に係る欠席届の対象を、出産予定日の「6週間」前から「8週間」前に拡大する改正を行う。